

平成 27 年度第 3 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会会議概要

日 時：平成 27 年 7 月 6 日（月） 9 時 30 分～12 時 00 分

場 所：青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）3 階 大会議室

出席委員：宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、長内幸雄委員、木村聖一委員、鳴海明敏委員、森理恵委員、稲見公介委員、成田昌士委員、橋爪直美委員 《計 9 名》

欠席委員：大村育子委員、坂本浩司委員、佐藤央子委員 《計 3 名》

事務局：健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部理事 能代谷潤治、
子育て支援課長 鹿内利行、浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、
子どもしあわせ課副参事 土岐政弘、子育て支援課副参事 松本和久、
子どもしあわせ課主幹 山崎真治、子育て支援課主幹 鳥谷部稚子、
子育て支援課主幹 松島豊、子育て支援課主幹 駒ヶ嶺祐、
子どもしあわせ課主査 小山内孝育、子どもしあわせ課主事 柿崎優子、
子どもしあわせ課主事 工藤拓也 《計 13 名》

会議次第

- 1 開会
- 2 健康福祉部長あいさつ
- 3 審議案件
「青森市子ども総合計画（後期計画）」フォローアップについて
- 4 閉会

議事要旨

審議案件

「青森市子ども総合計画（後期計画）」フォローアップについて
事務局より資料 1（P1～P10）について説明があった。

意見・質疑応答

○委員

新計画策定に当たっては、章、節、項目等の構成も含めて修正もあると考えてよろしいか。

○事務局

はい。

○委員

この計画の学校に関することについては、教育委員会で検討しているところと重なっている部分が多いと思うが、教育委員会と共に協議する体制が必要ではないかと思う。

○事務局

日頃から、教育委員会と健康福祉部とで重なるものが非常に多いと感じている。昨年度は、放課後児童会と放課後子ども教室について、教育委員会と一体となり一緒に学校へ話をしに行くなどして、お蔭様で放課後児童会は希望者がいる全ての小学校区に開設することができた。そういったことを考えると、教育委員会と一緒に考えていくということが、後々の進行管理をしていく上でも非常に効果的なものとなると思う。方法については、教育委員会と相談しながら、検討していきたいと考えている。

○委員

資料1の2ページ目の「子どもの権利」の認知度について、これまでは「子どもの権利条約」の認知度になっていたが、これからは「子どもの権利条例」の認知度としてもよいと思う。

また、他の先進事例を見て、本市にも学校教育の中で、地域の身近な条例を素材とした学習というのがあるとよいと思う。ただ普及と言って広報的なことだけやるのでは、認知度は上がらないと思う。

○委員

1ページの(2)「子どもの権利尊重」の明言化について、この中には「子どもの権利条例」を作成する過程における子ども会議メンバーによる「子ども宣言文」についての記載がない。「子ども宣言文」は、条例の意味を考える上でもとても大事なものだと思うが、計画上どこに位置づけられるものなのか。

○事務局

「子ども宣言文」は「子どもの権利条例」制定前の、本当に大事なものであると思っているので、「子どもの権利尊重」の明言化のところに追加する。

○委員

要保護、準要保護児童生徒数について、数は減っているのに割合が増えているのはどういうことか。

○事務局

子どもの数が減っているためと考えている。また、依然として子どもの貧困が問題となっているので、次期計画では、子どもの貧困についても着目していかなければな

らないと考えている。

○委員

「いじめ・不登校」の今後の課題として、スクールカウンセラーについては出てきているが、青森市にはスクールソーシャルワーカーが配置されているか。児童相談所などの福祉とのつながりを持つという意味でも、スクールソーシャルワーカーが今後大きな役割を持つと思う。

○委員

配置はされているが数が少ないので、教育委員会では毎回、国や県へ重点要望を出している。

○委員

計画全体について、目標を達成するために、この事業を実施して、効果的だったのか、次の計画にこの事業は必要あるのかとか、そういう視点が出てきていない。

○事務局

まずはこれまで取り組んできた上での課題を洗い出すことが大事であると考えており、その課題を解決するために次の計画ではどうするかということにつながっていくと思っている。こちらで提示した課題について不足しているところ、課題の捉え方が違うというところを御指摘いただきたい。

○委員

4ページの「相談体制の充実」について、子どもの権利相談センターの相談件数が26年度は25年度に比べて大幅に増えているが課題はないのか。

○事務局

今のところ、課題は特にない。子どもの権利相談センターについては、週に1回、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員で運営会議を開き、相談を受けたケースについて、対応をどうすべきか議論することで、相談員のスキルアップにもつながり、課題の共有化も図れている。相談については、同じ方と何回もやり取りするケースが多くなっており、本人や家族が望む姿に寄り添った相談のため、安心して相談して下さっていると感じている。

○委員

3ページの「ボランティア活動の推進」と、「地域活動への子どもの参加促進」について、現状ということで捉えている指標に、児童館の活動は含まれているのか。

○事務局

含まれている。

「青森市子ども総合計画（後期計画）」フォローアップについて

事務局より資料1（P11～P16）について説明があった。

意見・質疑応答

○委員

11 ページの（1）男女平等意識の啓発の②に記載のある「幼児教育、学校教育の中での男女平等教育の推進」について、小学校・中学校の取組については記載があるが、保育所、幼稚園などについては記載がない。現状では保育所や幼稚園などの取組はないという理解でよいか。

幼稚園を所管している部局ではこれまで取組がなかったということで記載がないということだと思うが、保育所の指針では、遊びについても男女を区別するようなものはなるべく避けるということになっているので、そこを入れても良いと思う。

○事務局

御指摘のとおり。また、幼稚園については、平成 27 年度から本格的に取り組むということであるので、次期計画にはしっかり位置づけていきたい。

○委員

13 ページの（1）交通安全の確保の①交通事故の未然防止について、大きな都道府県のホームページでは、チャイルドビジョンという乳児の特徴などを学習できるようなものがある。大人が子どもの特徴を理解するといった学習の機会というのは交通事故の未然防止につながっていくと思う。

○事務局

子どもたちへの教育ということでは、小学校 1 年生には市民生活部の交通指導員が学校を訪問し訓練を行っているが、大人側には、子どもの視野がどれくらいなのかということについて学習する取組はこれまで行っていなかった。この視点は必要と考えるので、青森警察署や関係部等とも連携しながら取り組んでいければと思う。

○委員

16 ページの児童虐待の未然防止について、乳幼児健診については記載があるが、「こんにちは赤ちゃん事業」のような乳児家庭の全戸訪問の実施件数については、記載がない。乳幼児検診は 90%以上実施されているようであるが、乳児家庭の全戸訪問の実施率はどれくらいか。

○事務局

こんにちは赤ちゃん事業については、里帰り出産などの理由でなかなか連絡がとれないということもあり、対象となる全ての方にお会いできているわけではない。虐待の未然防止はもちろんであるが、育児不安などの小さな芽に気づき、相談先を紹介するなど、人と人とをつなげていくためにも大事な事業であると考えている。こんにちは赤ちゃん事業は大きな課題となっており、市の保健師だけではなく、地域の助産師や保育士が関わっていくことにより、産後のお母さんたちの大きな力なるのではないかと考えており、次期計画の策定に当たっては、健康づくり推進課において新たなこんにちは赤ちゃん事業について検討している。

○委員

14 ページの道路整備の問題について、道路交通法が改正され、自転車も車道を走らなければならないようになったが、青森市は自転車道がほとんどなく、大人でも車道を走るのは非常に危ないと感じる。子どもの安全を考えた時に、せめて通学路だけでも自転車道の整備が必要だと思う。

○事務局

道路交通法では、原則車道を通行することになっているが、13歳未満・70歳以上・一定の身体障がい等を有する人などは例外になっている。しかし、自転車の事故は非常に多く、国でも取締りを強化しているところである。国道の何か所かは整備されているもの、多くはない状況にある。しかし、財政的な問題や、青森警察署との関係もあるので、御意見として頂戴し、今後に活かしたいと考えている。

○委員

同じく14ページに「冬季歩行空間の確保」とあるが、建築基準法では、道路は4メートルの幅を確保しなければならないというルールがある。しかし、建築確認取得時には、塀や花壇等を作ることを記載しないで申請し、工事終了後に、無資格の外構業者がそのルールを無視して建築したりするため、4メートル以下の道路が結構ある。そのため、除雪が入れなくなり、子どもたちが道路の真ん中を通行しなければならないような状態になっている。子どもたちの安全を確保できないだけでなく、除雪の効率にも影響することなので、ルールの遵守について徹底していただきたい。

○委員

通学路の安全については、県民局、市の部局、教育委員会、浪岡の部局で、各学校から通学路の危険箇所などを出して、8月中に合同で点検するという形で動いている。

○委員

思春期教育と健康教育の関連について、課題を見ると、小学校では思春期教育が実施されていく必要があるということであるが、小学校では学校医を入れて、学校保健会というのを定期的に実施している。思春期教育についても特別なものではなく、その一環として取り入れてはどうか。これからは、健康教育の中に取り入れていかなければならないと思う。短命県返上なども含めて行っているので、このような大きな流れで実施した方がよいのではないかと感じている。また、青森市には、肥満度と痩身と両方の問題があると思う。

○事務局

次期計画では、学校教育の中に食についてきちんと入れたいと考えている。平成 25 年度に健康づくり推進協議会を立ち上げ、今年度も様々行っているが、どうしても短命ということに目が行きがちで、子どもたちのところになかなか入っていけないという状況となっているが、PTA 連合会の会長や役員がいる小学校で食について教育をしていただけるということなので、市の元気プラザと一緒にやって行ければと考えている。

○委員

防災に関する取組の今後の課題のところ「今後さらに避難所を増やし」とあるが、今でも避難所はたくさんあると思う。ただ物資を備蓄している施設がいくつあるのかが問題である。

○委員

12 ページの今後の課題で、「男女共同参画に対する満足度は依然として横ばいであるが、時間がかかるものと考えられるので、一層継続的な取組が求められている」と整理しているが、つまり、男女共同参画の意識の啓発については、3つの項目を挙げて事業を展開しているが、事業についてはこのままで、事業がうまくいっていないということではなく、浸透するためにはもう少しこの事業を息長くやっていく必要があるということか。

○事務局

両方と考えている。平成 25 年度に男女共同参画プランを作り、学校の中で、子どもたちに伝える必要があるということで、教育委員会の協力で、青森市としては初めて小学校 6 年生の児童を対象に、子ども向け男女共同参画啓発小冊子を作成した。この小冊子が学校でどのように使われ、どのように広がっていくのかという効果については、次期計画策定に向けて見ていかなければならないと考えている。

○委員

6 年生からでは遅くはないか。

○事務局

現場の先生に相談して決めたものである。

○委員

16 ページの (1) 児童虐待の早期対応、適切な支援の①未然防止の活動の「養育支援が必要な家庭等についての家庭訪問」について、育児支援の家庭訪問件数が減っているのは、要望が少なくなったということか。

○事務局

育児支援家庭訪問については、要望を受けて訪問するということになるが、その過程の中で、本当に行かなければならないところに行けてなかったのではないかと思う。育児支援は、健診で少し気になるお子さんがいた場合、保健所の保健師と市の保育士とで検討し、保健師が対応するケースと、保育士が対応するケースで分けて訪問している。この育児支援の家庭訪問件数については、保育士が訪問した件数のみになっている。

○委員

支援が必要な世帯数、保健師が対応した件数、保育士が対応した件数、助産師等に依頼して訪問した件数というように、それぞれの数が見えるとわかりやすい。

「青森市子ども総合計画（後期計画）」フォローアップについて

事務局より資料 1（P17～P29）について説明があった。

意見・質疑応答

○委員

子ども支援センターや地域子育て支援センターについて、6 か所と書いてあるところと、さんぽぼも入れて 8 か所と書いてあるところがあるので、そこのところを整理していただきたい。

○委員

17 ページのファミリーサポートセンター・サポート会員数について、平成 26 年度で 250 人いるとなっているが、家庭訪問に伺った際、ファミリーサポートセンターに問合せをしても断られたという話をよく聞く。250 人もいると聞いて、こんなにいいのかとびっくりした。これは実質サポートしている方の人数なのか。それとも、研修を受けて登録しただけの人数なのか。

○事務局

サポート会員として登録している人数である。断られたということは、おそらく、サポート会員との日程調整ができなかったということと考えられる。

○委員

ファミリーサポートセンターについては、毎年のようにサポート会員のスタッフ講習会を行っている。利用したいというときには、アドバイザーがサポート会員に電話をして、サポートが可能かどうかを調整する。その結果、利用できなかったという方もいる。サポートするスタッフの数は250人であるが、利用件数としてはかなり多いはずである。

○委員

全体を通して、質ということに限ると思った。保育士、幼稚園の先生、小学校中学校の先生など、この質を、どうしていくかというところを柱にしっかり組み入れていただきたい。周知徹底することも大事であるが、子どもたちが本当に権利が守られているのかどうか。食事についても、大切であるということが分かっているけれども、大きい小学校中学校の給食時間は、10分、15分で、食べたくても食べられない現状がある。

○委員

22ページの今後の課題のところ、「今後も引き続き、子育て支援に関連するパンフレット等を設置し、子どもの発達にあわせた本の紹介をすることで親自身が子どもの本に親しんでいくための機会づくりを推進していく」と書いてあるが、意味がよく分からない。ブックスタートのように子ども自身が本に興味関心を持って読んでいくかもしれない本のことと、子どもの育ちに関わる学習、保護者の学習ということは別仕立てだと思う。

○事務局

本に親しむための機会の提供と子育て支援を無理やり一緒にして1つの課題にしたが、ここはきちんと整理する。

○委員

17ページの「保育関係者対象の研修会」について、26年度は参加者数が少し減少しており、課題としても「多くの保育所の職員が参加できるように」とある。各保育所から最低一人以上の参加というのは確保されているのか。参加者がいない保育所や一か所から何人も参加するというような偏りはあるか。

○事務局

参加者なしの保育所もある。残念ながら参加する保育所の割合は、50%程度となっている。しかし、これは、市が主宰する研修についてのみの数字となっている。保育所においては、県保連や市保連などの団体においても研修を行っており、全国的な研修に参加しているというところもある。一保育園一職員は参加してほしいと思っているが、日程調整等

が上手くいっていないと感じている。

○委員

研修については、団体が行う研修と、市が行う研修と調整しながら、年度前に計画してほしい。市の研修については、当年度に入ってから研修が通知されるので、ニーズに合わない。

○委員

18 ページで子育て応援隊について「登録者数を増やすとともに充実を図る」ということを課題として整理しているが、子育て応援隊というのはどのような事業で予算規模がどのくらいなのか。今後も引き続き充実させていく必要があるのだろうかという検討が必要ではないかと思う。

○委員

在宅の子育て家庭の支援として、子どもが保育所や幼稚園に通っていない家庭に向けて、地域の市民センター等を使って子育てひろばを開設している。これは、市、認可保育所、子育て応援隊という一般市民の方で地域の子育てを一緒に支えたいという人に登録していただき実施している。保育所は子育てひろばに保育士を派遣しているが、保育士だけでは地域の在宅の子育て支援が難しいので、市民の方にも参加していただくのがこの事業であり、その裾野を広げていかなければならないと思っているが、残念なことに、保育所等が地域の中で子育てひろばを実施する機会が増えていない。その都度子育て応援隊の方と声をかけながら行っているものの、応援隊の方たちとうまく連携を図れているのかということのを反省しなければならないが、施設型の子育て支援ではなく、ファミリーサポートのような相互扶助だけではないというこの事業は、重要であると考えており、活動の機会を増やしていきたいと考えている。

○委員

子育てひろばとの連携ということがあるのであれば、現状の見せ方として、子育て応援隊の登録者数というだけでは何もわからない。課題としては、活動回数を増やすとか、活動拠点を増やしていく中で、それに応ずる形で子育て応援隊の登録者を増やしていくということではないのか。

○事務局

子育て応援隊については、地域の方が、子育て家庭をできる範囲内で地域の中で見守り、何かあったら地域の保育園に結び付けていこうということで立ち上がったものである。しかしながら、時と共に応援隊に対する考え方や応援隊の方の考え方も変わり、なかなか上手く機能していない状況である。

地域の方の子育てをサポートする力というのは絶対に必要であり、この応援隊という

仕組みは、残していきたいし、広めていかなければならないと考えている。

新計画においては、応援隊をどのようにして活用していくのかということのを再整理し、それを関係者で共有していく必要があり、そのために、委員の皆様にも活用方法等について御助言いただければと思う。

○委員

計画全体について、事業単位で見て、何回実施して、実績はどうだったかというだけではなく、それらの事業を実施することで、子どもたちの現状はどうなのか、目標は達成されているのだろうかという視点での評価が必要だと思う。計画の目標は、地域の活性化や子どもたちの環境が豊かになればいいということだと思うので、その目標に対して今どうなっているのかという評価をすることが、次の計画を立てるときの大事な視点になると思う。

○委員

第3章の「子どもに関する情報・相談機能の充実」には、民間の子ども支援事業や活動についての情報提供という視点は入っているのか。

○事務局

民間で実施しているものについても、把握できている範囲で取り入れている。

○委員

例えば、チャイルドラインやひとり親家庭に対する学習支援活動など、民間が実施している活動もいろいろある。そのようなところと連携して情報提供するともっと活用してもらえるのではないかと思う。

○委員

第3章について、情報相談機能の充実という中にもいろいろあると思う。構成として、「情報・相談機能の充実」と「計画の推進体制」を分けられないか。

○事務局

情報・相談機能の充実と計画の推進体制については、別々という方向で検討したい。

○委員

29 ページの現状の③子ども若者支援地域協議会というのは、どのような組織か。地域にいろいろな施策がある中で、どうすれば上手く機能していくのだろうかなどを話し合うという趣旨のものか。

○事務局

不登校や引きこもり、ニートやフリーターなどの問題に対して、子ども若者支援法ができ、県では必ず協議会を立ち上げて、関係者間で情報を共有していろいろな事業を展開することとされた。市町村については、努力義務であるが、市としては、引きこもりの方も含め、若者支援をするために必要であるということで、関係部署が集まり、協議会を立ち上げた。しかし、県が先行して、サポートセンターなど積極的に事業展開しており、青森市として何をするかについては決まっていない。

ただ、今大きくクローズアップされているのが引きこもりについてで、その方々がなかなか社会に参加できないでいるということは非常に残念なことであるので、どのようなサポートがあれば一歩前に足を踏み出せるのか、そのようなことからまず始めたいと考えている。そこで、市の子ども若者支援地域協議会では、まずは引きこもりの方への支援ということで、7月に実務者会議を開くことにしている。